

○租税特別措置法施行規則第二十三条の三第二項に規定する主務官庁又は所轄庁の証明に関する手続を定める件

昭和六十三年十二月三十日

総理府、法務省、外務省、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省、自治省告示第二号

租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）第二十三条の三第二項に規定する設立団体若しくは所轄庁又は租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成二十年財務省令第三十号）附則第三十条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同令による改正前の租税特別措置法施行規則第二十三条の三第四項に規定する主務官庁の証明に関する手続を次のように定める。

1 租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第四十条の三一号の三若しくは第四号又は租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十年政令第六十一号）附則第五十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同令による改正前の租税特別措置法施行令（以下「旧租税特別措置法施行令」という。）第四十条の三第一項第三号に掲げる法人であることにつき租税特別措置法施行規則第二十三条の三第二項に規定する設立団体若しくは所轄庁又は租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成二十年財務省令第三十号）附則第三十条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同令による改正前の租税特別措置法施行規則第二十三条の三第四項に規定する主務官庁（以下「設立団体等」という。）の証明を受けようとする法人は、別記様式一による申請書に、次に掲げる書類（第二号から第四号までに掲げる書類については、当該法人の主たる目的とする業務に係る事項を他の業務に

係る事項と区分して記載するものとする。）を添付し、これを設立団体等に提出しなければならない。ただし、私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人で学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校のみを設置するものについては、寄附行為のみを添付するものとする。

一 定款又は寄附行為

二 申請の日を含む事業年度の事業計画書及び収支予算書

三 申請の日を含む事業年度開始の日の財産目録

四 申請の日を含む事業年度開始の日前一年以内に開始する事業年度の事業報告書及び収支決算書（収支決算書がない場合は、収支予算書）

五 その他当該法人が租税特別措置法施行令第四十条の三第一号の三若しくは第四号又は旧租税特別措置法施行令第四十条の三第一項第三号に掲げる法人に該当する旨を説明する書類

2 設立団体等は、前項の申請書を提出した法人が租税特別措置法施行令第四十条の三第一号の三若しくは第四号又は旧租税特別措置法施行令第四十条の三第一項第三号に掲げる法人であると認めるときは、別記様式二による証明書を当該法人に交付するものとする。

別記様式一

租税特別措置法施行令第 40 条の 3 第 1 号の 3 若しくは第 4 号又は旧租税特別措置法
施行令第 40 条の 3 第 1 項第 3 号に掲げる法人であることの証明申請書

令和 年 月 日

設立団体、所轄庁又は主務官庁 殿

法人の主たる事
務所の所在地

法人の名称

代表者の氏名

当法人は、租税特別措置法施行令第 40 条の 3 第 号又は旧租税特別措置法施行令第
40 条の 3 第 1 項第 3 号 () に掲げる法人であることの証明をお願いします。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

別記様式二

番 号
租税特別措置法施行令第 40 条の 3 第 1 号の 3 若しくは第 4 号又は旧租税特別措置法 施行令第 40 条の 3 第 1 項第 3 号に掲げる法人であることの証明書
法人の主たる事務所の所在地
法人の名称
代表者の氏名
法人の目的又はその設置する 学校（専修学校及び各種学校 を含む。）の名称
旧租税特別措置法施行令第 40 条の 3 第 1 項第 3 号の認定の年月日
令和 年 月 日
上記の法人は、租税特別措置法施行令第 40 条の 3 第 号又は旧租税特別措置法施行 令第 40 条の 3 第 1 項第 3 号（ ）に掲げる法人であることを証明する。
令和 年 月 日
設立団体、所轄庁又は主務官庁

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。